

平成26年度

第1回東京都食品安全審議会検討部会

日時：平成26年5月14日（水）午後3時00分～  
場所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

午後 3 時 0 0 分開会

【田崎食品監視課長】 それではお待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年度第 1 回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。

私は、福祉保健局健康安全部の食品監視課長の田崎でございます。

大屋部会長に進行をお願いするまでの間、しばらくの間、私が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って進めさせていただきます。

委員の皆様の出席状況を確認させていただきたいと思っております。

この会は、東京都食品安全審議会規則第 6 条に基づきまして、委員の過半数の出席がなければ開催することができないことになっております。

ただいま出席の委員は、9 名の方全員が出席していただいておりますことをご報告申し上げます。

また、事務局職員につきましては、お手元の名簿を参考にさせていただければと思います。ご紹介は省略させていただきます。

それでは、大屋部会長に審議の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【大屋部会長】 それでは、前回に引き続きまして進行させていただきます。

議事に入ります前に、事務局から、お手元に配付されている資料について確認をお願いいたします

【田崎食品監視課長】 それでは、お手元の配付資料でございます。

まず、議事次第がございます。

次に、委員、それから事務局の名簿が添付されております。

めくっていただきまして、座席表。

それから、審議会の関係条例が、全て 1 枚紙で書かれております。

また、資料が 1 から 4 まで。それから、参考資料としまして、1 から 5 まで。

これが机上の資料としまして配付させていただいておりますので、ご確認ください。

あと、参考で推進計画の冊子をお配りしております。

以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。皆さんの机の前で、不足している資料はございませんでしょうか。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

去る 3 月 28 日に検討部会を開催いたしまして、東京都食品安全推進計画の改定につきまして、皆様から大変貴重なご意見を頂戴いたしました。本日は、まず、その内容及び検討資料等への反映につきまして、事務局から説明をいただきたいと思います。

それから、前回、委員の方からご要望がありました、食品リスクの客観的な比較に関する資料についてあわせて説明をお願いいたします。

【高橋食品安全担当係長】 食品監視課食品安全担当係長の高橋と申します。よろしくようお願いいたします。

それでは、私から資料のご説明をさせていただきます。

本日は、まず前回の検討部会でのご意見を踏まえまして、次期推進計画の基本施策の体系についてご検討していただき、その後、重点的に取り組む施策について、ご検討をしていただきたいというふうに考えております。

それでは、まず、資料1をごらんください。

こちらは、本年3月に開催されました平成25年度第5回東京都食品安全審議会検討部会での主な質問、意見、それと、本日の検討資料への反映をまとめたものとなっております。ご質問やご意見は、項目ごとに分類して記載しました。

まず、全体に関することをございますけれども五つのご意見に分けております。

一つ目ですが、社会の変化に対応する認識を持った上で、斬新的な施策を検討していただきたいというものでございます。

こちらにつきましては、後ほど説明いたします基本施策、資料で言いますと資料2となりますけれども、この中で、国際動向を踏まえた自主管理、世界への情報発信等の社会の変化に対する施策ということで位置づけております。

二つ目ですけれども、基本施策と食品に関する事件、事故、最近の動向、法令関係などの対応をわかりやすく説明していただきたいというもの。

三つ目は、計画の策定に当たって、都が国をリードするような施策も盛り込んでいただきたいというものです。

四つ目は、オリンピック対策とのつながり、こういったものも考慮して、例えば外国人に向けた食品に関する情報の提供ですとか、計画の内容を検討していただきたいというもの。

五つ目は、都民、消費者が、受け身ではなくて、事業者と相互に協力できる状況をつくる必要があるのではないかというご意見です。

これらの二つ目から五つ目のご意見につきましては、資料2、それから資料4に反映しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

次に、現行の推進計画の、施策の柱1、事業者責任による食品の安全確保に基づく施策についてです。

一つ目のご意見としましては、自主管理に関する制度はさまざまありますが、仕組みやレベルなど、こういったものを整理して、事業者に普及していただきたいというものです。

こちらにつきましては、施策の中のより具体的な内容となっておりますので、基本施策のうちの事業者に対する自主的支援というくくりの中で対応していきたいと考えております。

2ページに移りまして、施策の柱1の二つ目のご意見です。

これまで都が進めてきた施策と、その成果について追記していただきたいというものになっております。

こちらは、参考資料という形でまとめさせていただきました。

参考資料1をごらんください。A4の横で、冊子としてくくってあるものですがけれども、「東京都食品安全推進計画戦略的プラン（平成25年度までの実績まとめ）」となっております。

こちらは、現行の推進計画の戦略的プランにつきまして、平成22年度から25年

度までの4年間の実績をまとめた資料となっております。

現行の推進計画では、重点的、優先的に取り組む施策としまして、九つの戦略的プランがございます。この戦略的プランについては、毎年、食品安全審議会で年度ごとの進捗状況を報告しております。今回は、4年分を取りまとめた形で資料とさせていただきます。

本日は、時間の都合上、詳細な説明は省略させていただきますけれども、後ほどご参照いただければと考えております。

1点、資料の修正をお願いしたいと思います。

参考資料1ですけれども、5ページ目をごらんください。

戦略的プラン2、事業者が取り組む自主的衛生、品質管理の推進にかかるところですけれども、その表中(2)自主管理認証制度の普及とございます。

その三つに小項目が分かれてございますが、一番上の事業者への制度の普及、この丸で言いますと一番下の丸でございます。

認証の取得施設数が22年度278施設から、303施設になっておりますが、こちらが、303ではなくて429施設となっております。申しわけございません。訂正のほどお願いいたします。

それでは、資料1の2ページに戻っていただきまして、上から2行目、左のナンバーでは3となっておりますけれども、こちらに、環境に負荷をかけない生産技術の振興といったところがありまして、このような取り組みが重要であるといったご意見がございました。

次に、施策の柱2、生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止に基づく施策です。二つのご意見にまとめております。

一つ目は、フードディフェンスに関するご意見で、危機管理体制の強化ですとか、人材育成や食育の問題、回収のサポート体制、緊急時の対応や、相談方法に関する行政から事業者への発信など、さまざまなご意見をいただいております。

こちらにつきましては、自主管理ですとか、健康危機管理体制の整備、こういったところの施策の中で具体的に検討していくべきものというふうに考えております。

二つ目のご意見は、放射性物質の問題についてでございます。認識を整理した上で対策を検討していただきたいといった内容になっています。

こちらにつきましても、重点的に取り組む施策、資料で言いますと4になりますが、ここで整理しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

次に、施策の柱3、関係者による相互理解と協力の推進に基づく施策です。

五つのご質問、ご意見にまとめてあります。

このうち一つ目、二つ目、三つ目、五つ目に関しましては、食品表示に関する内容となっております。食品表示法の施行ですとか、健康食品などの機能性表示の制度の導入、景品表示法の改正といった、今後の制度改正に関する内容のものとなっております。

四つ目のご意見では、リスクコミュニケーションについて、さらに活発化、強化をしていただきたいと、そういったご意見になっておりますが、これら五つのご意見につきましては、重点的に取り組む施策、資料4の中で整理しております。

最後となりますけれども、3ページ目、その他に関することといたしまして、一つご意見を記載してあります。

食品のリスク、こういったものを客観的に比べてリスクの高い順番に施策を実施していくことが重要なのではないか。その判断材料となる定量的なデータがあれば提供していただきたいというご意見です。

こちらにつきましては、参考資料の2と3で資料提供をさせていただいております。参考資料2をごらんください。

A4の1枚の紙になってございますけれども、東京都食品安全情報評価委員会で検討された事項といたしまして、直近の平成21年度から平成25年度までの5年間の検討事項をまとめております。

この東京都食品安全情報評価委員会ですけれども、この機関は食品などの安全を確保するための各種の情報の収集ですとか、分析、評価を行う機関となります。

位置づけとしましては、この食品安全審議会と同様に、食品安全条例で規定された東京都独自の知事の附属機関という位置づけとなっております。

5年間の検討事項は記載のとおりとなっておりますけれども、検討した事項につきましては、表の枠外の下に、施策へのフィードバック例として記載してありますとおり、行政の監視指導ですとか、国への提案要求、業界等に対する通知の発出、ホームページ・動画・チラシなどを用いた普及啓発、注意喚起、こういったものを実施しております。

次に参考資料3でございます。

3といたしまして、東京都の食中毒概要。この資料をお示ししてあります。

これは、食中毒の統計資料となりますけれども、食中毒は食品を原因とする健康被害として顕在化した事件となりますので、この未然防止・拡大防止といった取組みが食品の安全を確保するためには欠かすことができないものといえます。

資料の1ページから2ページにかけては、昭和24年から平成24年までの食中毒の件数、患者数、死亡者数、こういったものの表やグラフを記載してあります。

3ページは、平成20年から24年までの月別の食中毒発生状況となっております。

直近5年間の平均を見ても、一番上の表の右の列が、平成20年から24年の平均となります。件数で言いますと130件、患者数で言いますと1,783名の発生状況となっております。

次に4ページ目でございますけれども、上段にイとしまして、病因物質別食中毒発生状況の推移といった表がございます。

この表の中で、セルが色づけされてあるものがございますが、こちらは上位の3項目、これを色づけしたものとなっております。

平成元年から平成24年の推移となっておりますけれども、平成元年を見ていただきますと、上位3項目が、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオといったような細菌性食中毒、こういったものが上位を占めておりますが、平成10年では、下のほうに13件とありますノロウイルス。それから、平成20年では、42件とありますが、カンピロバクター。それから平成24年を見ても、22件と、一番下の色づけされたセルですけれども、アニサキスといったように、病因物質の項目が年と

ともに変わってきていることがわかるかと思えます。

「食中毒」とひとくくりにしても、対策としては、それぞれ異なるものが求められているということが言えると思えます。

4 ページの下段は、直近で患者数が 100 名を超えた事件。それから、5 ページはノロウイルスの発生要因をまとめた資料となっております。

資料 1 の説明は以上でございますが、続きまして、資料 2 と資料 3 を説明させていただきます。

資料 2 をごらんください。

こちら A 4 の 1 枚の紙となっておりますけれども、都における食品安全確保施策の総合的な体系（案）としておりまして、次期計画の基本施策、これを一覧としたものでございます。

そして、資料 3 は、A 4 横のつづりとなっておりますけれども、基本施策を、現行の計画と次期計画の案とを対比したものとなっておりますので、適宜こちらと見比べながら見ていただければと思います。この資料 2 のほうは前回までの検討を踏まえまして、次期基本施策を体系化したものとなっております。

資料の中で線が引いてある箇所がございますけれども、ここは、現行の推進計画から変更のあった主な箇所に引いてあるところになります。

資料 2 の一番左端、こちらに施策の柱とございます。それから、中ほどに四角く囲ったところがございますが、ここが施策の柱からさらに分類したもの、それと右端に番号が書いてございますけれども、個別の基本施策といった表となっております。

まず、左端の施策の柱ですけれども、施策の柱 1 から 3、こちらにつきましては、食品安全条例の三つの基本理念と対比しているものとなっております。

施策の柱 1 ですけれども、こちらは事業者の取組みによる安全確保です。特に、次期計画では国際動向を見据えた事業者による安全確保としております。

施策の柱 2 では、行政の取組みによる安全対策となります。そのため、食品安全に関する情報の収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進としております。

施策の柱 3 は、東京都ですとか、事業者、都民といった関係者間の相互理解の施策になります。特に、今後、オリンピック・パラリンピックの開催を見据えまして、世界の情報発信についても盛り込んでおります。

資料の下に四角で囲っておりますけれども、施策の基盤とあります。

こちらは、現行の基本施策では施策の柱 4 という位置づけになっておりましたけれども、施策の内容は施策の柱 1 から 3 までの土台となるような施策となっております。

このため、施策の柱という形に並列にせず、施策の基盤という位置づけとさせていただきます。

それでは、施策の柱 1、国際動向を見据えた事業者による安全確保の推進ですけれども、真ん中にあります四角で囲った分類、こちらに、一番上にグローバルスタンダードを踏まえた事業者の自主的衛生管理の推進とあります。

この中で、現行と比較しまして、変更したものが右端の番号で記載してある施策となっておりますけれども、1 の「東京エコ農産物認証制度の推進」、それから、「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」、3 としまして、「国際基準

であるH A C C P導入支援」となっております。

現行の計画との比較ですが、資料3となっておりますので、資料3の1ページ目をごらんください。

この資料3は、左半分に現行の計画、このナンバーと施策名、概要が記載してあります。その右半分に、次期計画（案）としまして、ナンバーと施策名、次期計画に向けた考え方を記載しております。

次期計画（案）の施策名ですとか、次期計画に向けた考え方、こちらは前回の検討部会でお示しした内容のものとなっておりますけれども、前回の検討部会でいただいたご意見を踏まえるなどして、変更した箇所に下線が引いてございます。

左端の現行ナンバー1と2でございますけれども、ナンバー1の「G A P手法を含めた生産衛生管理体制の整備」、それから、ナンバー2の「生産情報提供食品事業者登録制度の促進」とありますけれども、次期計画では、これらの施策を合わせまして、「東京エコ農産物認証制度の推進」として、新たな事業へと組みかえております。

なお、東京エコ農産物認証制度につきましては、参考資料4でリーフレット、それから、参考資料5にP R集の冊子がございます。

この制度は、化学合成農薬と化学肥料、こういったものを削減してつくられる農産物を削減割合に応じて都が認証する制度となっております。都は、認証された農産物の栽培状況を確認したり、残留農薬分析を実施したり、都のホームページで情報提供ですとか、P Rを行います。

また、認証された農産物には認証マークをつけて販売することができますので、今後、この制度を、食品事業者ですとか消費者の方へ普及を図っていきたいと考えております。

続いて、資料3の左端で、ナンバーで言いますと、3「食品衛生自主管理認証制度の推進」です。

こちらは、次期計画では、「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」としております。

この内容ですけれども、今現在でも、認証基準を国際規格と整合させるような形で制度の普及を図っております。次期計画では、このように国際規格と整合させております食品衛生自主管理認証制度、この一層の普及を図っていきたいと考えております。

左端のナンバー4に、H A C C Pに関することの施策がございましたけれども、次期計画では、「国際基準であるH A C C P導入支援」としております。

次期計画に向けた考え方に、ちょうど2行目の終わりごろからですけれども、「国が導入を検討しているH A C C P導入型基準」という表現があります。こちらは、昨年6月に政府が閣議決定しました再興戦略で、日本の食品の安全・安心を世界に発信するために、海外の安全基準に対応するH A C C Pシステムの普及を図るとされております。

ちょうどおとといになりますけれども、5月12日付で厚生労働省から食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針、ガイドラインですけれども、こちらについて通知がございました。今後、このガイドラインに基づきまして、都でもH A C C P導入型基準の制度を構築していく予定でございます。

一度、資料2に戻っていただきまして、施策の柱1の真ん中の二つ目の分類、「事業者に対する技術的支援」でございます。

この技術的支援につきましては三つの基本施策がございますが、事業者に応じた自主管理への取組みの普及など、継続して支援していきたいと考えております。

続いて、施策の柱2、「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」です。

こちらは、科学的根拠に基づきまして、行政側で行う安全対策の施策という位置づけになります。

真ん中の分類の一番最初に、「食の安全に関する情報の収集、整理、分析及び評価の推進」とありまして、食の安全という文言を追加しております。こちらの基本施策では、15番目になりますけれども、「食品安全情報評価委員会による分析・評価」とございます。

この情報評価委員会というのは、先ほどの参考資料2でご説明したとおりの機関となりますけれども、現行の基本施策では、「食品安全情報評価委員会の運営」とさせていた施策となっております。この次期計画では、より具体的な役割であります分析・評価といったような形で表現を変更してあります。

資料2の真ん中の分類になりますけれども、「食品等の生産から販売に至る監視・指導等の充実」とあります。こちらの基本施策では右端にあります施策名等には変更はございませんけれども、前回の資料と変更した箇所についてご説明させていただきます。

資料3の4ページをごらんください。

左端の現行計画のナンバーで言いますと18、「農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査」です。

こちらは、生産現場における農産物、畜産物の安全確保対策ですけれども、次期計画に向けた考え方では、引き続き生産資材の適正使用について指導を実施するとあります。

前回の検討部会では、事務局から放射性物質対策、このうち生産現場における都内産の農産物等のモニタリング検査、この施策をこちらに盛り込んではどうかというふうな提案をさせていただきました。

しかし、今回、後ほどご説明いたしますけれども、放射性物質対策については、新たな施策としての位置づけを考えておりますので、こちらの生産資材の適正使用に関する施策、こちらは、引き続き実施という考え方に修正してあります。

続いて、資料3の5ページ目です。

左の現行施策のナンバーでいきますと21番ですけれども、「BSE対策」につきましては、次期計画では一つの施策として項目立てせずに、生産現場でのBSE対策は「畜産物等の安全対策」、それから、と畜場でのBSE対策は「と畜場における食肉の安全確保の施策」、こちらの施策に引き継いで実施していくことを考えております。

5ページの一番下の行にあります「広域流通食品に対する監視」でございますけれども、次期計画に向けた考え方では、広域流通食品の監視を引き続き実施するとして



ありまして、下線部が引いてあります。

こちらは、先ほどの「生産資材の適正使用に関する施策」と同様なのですが、前回の検討部会では放射性物質対策のうち、都内に流通する食品、このモニタリング検査については、この施策に盛り込むことを提案させていただきましたが、放射性物質対策については新たな施策としての位置づけを考えておりますので、「広域流通食品に対する監視」、これ自体は引き続き実施するとさせていただきます。

資料3の6ページ目をごらんください。

三つ施策が並んでおりますけれども、真ん中の施策、「健康食品」対策とあります。

この一番右端の列の、次期計画に向けた考え方ですけれども、今後新たに創設が検討されている機能性表示制度にあわせて適切に対応していくと、下線部を引いて追記いたしました。現在、国で検討しております健康食品を始めとした食品の機能性表示、これは企業などの責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できるという新たな制度でございますが、平成27年度から導入していこうという動きがございます。

まだ詳細は検討中ということでございますけれども、前回の検討部会でのご意見も踏まえまして、このような新たな制度にも適切に対応していくことを考え方に追記しております。

資料2に戻っていただきまして、施策の柱2の続きでございますけれども、真ん中の分類の三つ目に、「新たな制度に基づく食品表示の適正化の推進」とございます。

食品表示につきましては、食品表示法の施行ですとか、景品表示法の自治体の権限の拡大など、制度改正が多く見込まれる分野となっております。現行の推進計画では、表示という機能が事業者から消費者への情報提供という意味合いもあることから、施策の柱3、関係者間の相互理解に含めておりました。

前回の検討部会で、表示の制度改正を見据えまして、監視の面も強化する姿勢を示したほうがよいと、このようなご意見がございましたので、行政側の取組みである施策の柱2に組み替えを行っております。

資料3では、7ページが該当しております。

こちらの、7ページの下から二つ目ですね、それから一番下、この二つの施策が該当しております。このうち、一番下の行の施策、消費生活調査員による調査でございますけれども、右端の列で、次期計画に向けた考え方で、都民との協働と、このような文言を加えております。

前回の検討部会でも、消費者が、受け身ではなくて、相互に協力していくという状況が必要なのではないかという意見がございました。この消費生活調査員制度そのものが食品などの表示に関する調査を都民との協働で行うと、このような趣旨でございますので、それをより明確にするため、その旨を追記しております。

続いて、資料2に戻っていただきまして、施策の柱2の最後の真ん中の分類のところ、「緊急時の体制整備」とございますが、こちらについては前回の検討部会でお示したものと変更はございません。

施策の柱3でございますけれども、「世界への情報発信、関係者間の相互理解の推進」としております。

こちらは、真ん中の分類で、一つ目に「情報の発信、意見の交流等の推進」としてあります。情報の発信に下線が引いてありますけれども、現行の推進計画では情報の共有化としておりましたが、次期計画では、より情報の発信に力を入れていこうと考えておりますので、そのような表現としております。

具体的な施策としまして、右端にあります、下線部が引いてあります、31の「食品中の放射性物質対策等、食品安全情報の世界への発信」となっております。こちらは、資料3で言いますと最後のページになるのですけれども、11ページになります。

一番下の行にありますけれども、新たに基本施策に加えることを考えております。

こちらは、食品中の放射性物質対策、それからオリンピック・パラリンピックの開催を見据えまして、食品安全情報を世界に発信していくということを考えた施策といったことになっております。

具体的な内容は、資料には記載がございませんが、現在実施しています食品中の放射性物質の検査、この都内産農産物、それから都内に流通する食品のモニタリング検査、このような検査の実施ですとか、放射性物質に関する基本的な情報、東京都で実施している検査、この結果につきましては、今現在ホームページに掲載しております、英語での表記といったものも行っております。

このような、今後、オリンピック・パラリンピックの開催に向けて食品安全情報を世界に向けて発信していくという、そういう施策を考えております。

資料2に戻っていただきまして、施策の柱3、真ん中の分類でございます。二つ目の「教育・学習の推進」。それから、三つ目の「都民及び事業者の意見の反映」。こちらは、前回の資料から修正はございません。

それと、資料の一番下の四角く囲ってあります「施策の基盤」ですけれども、真ん中の分類である「基盤となる調査研究・技術開発」、「人材の育成」、「区市町村、国等との連携」、こういったものは施策の柱1から3の土台となる施策となっております。この施策の基盤という位置づけとさせていただきたいと考えております。

以上が、前回まで検討部会で検討していただいた内容を踏まえました次期計画の基本施策（案）の体系でございます。

また、個別の施策の具体的な中身、それから概要につきましては、次回の中間のまとめの中でお示ししたいと考えております。

以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ただいま、事務局から、資料1によりまして、前回の検討部会で検討いただきました質問、意見、そして、それらが検討資料の中に、どのように反映されているかという内容について、資料2によりまして、施策の総合的な体系の案について、そして資料3によりまして、基本施策の次期計画に向けた考え方等について説明がありました。

以上3件につきまして、皆さんから、これからご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思っております。

なお、ご質問の際は、特に資料3でございますが、質問される項目、あるいはナンバー等を指し示していただいて質問いただければ大変助かりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではご質問、ご意見等のある方は、よろしく申し上げます。

【泉谷委員】 泉谷でございます。よろしく申し上げます。

資料3のちょっと最初の方からということで。

今までの、「GAP手法を含めた」というところが、今後は、東京エコ農産物ということで入ってきておりますが、従来の、東京都で推進されておりましたGAPということに対しては、どのような方向感なのかというのを、もし現段階でわかっていれば教えていただければと考えております。

それから、その下の3になりますが、食品衛生自主管理認証制度の推進というところでは、やはり普及させて各事業者さんの方で自主管理の認証制度を取得していくということを推進していくということでございますが、ここの推進させる手法と申しますか、やはり事業者だけがということになってくると、お金もかかることですからなかなかできないので、具体的に何か推進策としてお持ちなのかどうか、あるいは、目標とされる数値というのが今後決められるのかどうかということにつきまして、確認をさせていただければと思います。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ただいまの2点について、事務局のほうからお願いいたします。

【遠藤食料安全課長】 産業労働局食料安全課長をしております遠藤と申します。

GAPの手法、考え方についてお答えさせていただきたいと思っております。

東京都のGAP手法導入指針というものが、ホームページの方でもアップされてございまして、これ自体は、農業者が自らの取組みとして環境に対して配慮したりして、安全・安心の農作物を適正な手法で生産する、その記録を管理するなど、自らの農業生産の工程管理を行うための一つのツールとして策定しているものと考えております。

よって、指標として、GAPに取り組む農業者数がどのぐらいの目標になっているとか、そういった施策の推進状況を図っているものではありませんけれども、その考え方については、今後も、農業改良の普及指導の場面で生かしていく形になると思っておりますので、GAPの取組みがなくなるということではありませんが、戦略として行っていくことにつきましては、東京都エコ農産物認証制度のほうで、やはり環境負荷が少ない農産物の生産、それから、消費者に対しての安全・安心を確保できるものという形に変えていきたいというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

【泉谷委員】 はい。

【大屋部会長】 ほかにございますでしょうか。

【田崎食品監視課長】 2問目の質問について、自主管理認証制度についてのご質問だと思います。

一般的な衛生管理を行っている小規模な事業者にとって、いきなり認証制度をとって頂くのは、ステージが比較的高いということがございました。この度段階的評価という形の制度を導入させていただき予定でございまして、一定の段階を経て最終的には東京都の認証制度に基づく認証の取得を目指していただきたいと思いますと考えております。最終的にはHACCPを目指していただければということでございます。

まず営業許可を取っている事業者の方は、エントリーステージで、一般的な衛生管

理が少しできている事業者の方、最終的に都認証を取る意欲のある方に対して段階的評価を行って、セカンド、そして認証を取れるステージまで段階的に進められる仕組みを用意させていただいております。

それから、こちらも次期計画の中の4番目にHACCPがありますけれども、これは国のHACCP導入型の基準で、今までのHACCPよりも導入しやすいようなシステムになっております。これを最終的な目標として、コストの問題もありますが、自主的衛生管理ができるような体制を導入していきたいと考え、今回の認証制度の仕組みをつくらせていただいているところでございます。

【大屋部会長】 どうぞ。

【泉谷委員】 事業者だけが自主的にとというのは、なかなか難しいことだろうと思っております。

例えば、その認証を取っている飲食店さんなりが、どのようなメリットがあるのかといったところで、実際に来ていただけるお客様に対してのアピールであったり、最終的には、お客さんの方から見たときには、このお店は認証制度を取っていない店なんだというぐらいにまでしていかなければいけないのではないのでしょうか。

普及させようと思うと、そうなるのではないかなというふうに考えてきたときに、事業者側への説明と教育だけではなくて、取っているということが自らの防衛ということもあるのでしょうかけれども、お客さんに対してどれだけ気を使っているお店なのかというところをアピールできるような手法なども、もっと積極的に進めるべきではないのかなというふうに感じております。

【田崎食品監視課長】 ありがとうございます。

メリットというのは当然必要です。

これまでも行ってまいりましたが、都のホームページでは、東京都の認証を受けている方を公表させて頂いております。また、事業者のレベルに応じた衛生への取り組みを消費者に知ってもらうために、基本レベルはエントリーステージ、衛生管理がよくできている事業者の方では、ファースト、セカンド、に続いてさらに都認証を取っていただき、それぞれに達成レベルに合わせたステッカーをつくらせていただいて、そちらを掲示させていただきます。

掲示していただくステッカーの普及啓発も東京都が実施しますし、さらに、ホームページで公表して、各施設がどのような衛生レベルにあるのか、という宣伝を少なからずさせていただきます。

それから、やはり最終的には、事業者の方と一緒にあって、HACCPを目指していくという形で、啓発のバックアップ体制もとらせていただく予定としております。

【大屋部会長】 佐々木委員、どうぞ。

【佐々木委員】 資料3、7ページ、現行計画では31、次期計画では26の、消費生活調査員による調査のことについて、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

直近のスーパー、私どももよく利用するスーパーでの調査だと思いますけれども、この表示の問題ですね。具体的に、調査員が調査をして、その表示に対する問題点というのは、どんなことがあるのでしょうか。

私は存じ上げておりませんので、その具体的なことを、もしわかりますれば教えていただければありがたいと思います。

【大屋部会長】 事務局、お願いいたします。

【赤羽取引指導課長】 生活文化局取引指導課長の赤羽でございます。

消費生活調査員による調査の概要でございますけれども、この中で3種類の調査をやっております。

総勢500名なのですが、JAS法に基づく食品の表示に関する調査、また、もう1つは景品表示法に基づく調査。これが各200名ずつ。あと、計量に関する調査で100名というのが全体像でございます。

今、委員のご質問にありましたスーパーでの販売に関する表示に関しましては、年間3回、3テーマほど設定いたしまして、そのうちの 하나가、スーパーに出向いていった店舗でのポップですとか、商品の表示の確認ということになります。

これにつきましては、具体的に、この景品表示法に基づくものということでは、今回は、条例で定めた単位価格表示、そういったものが適正に表示されているかどうかというのが昨年度調べたものでございます。食品の表示に関しましては、JAS法に基づく調査というのを年5回やっております、これはそれぞれ、例えばですが、カットフルーツに関する、表示しなければいけないJAS法で決められた表示がされているかどうか、決められた文字の大きさ、8ポイント以上のものが適切に表示されているかどうか、それをそれぞれ福祉保健局の担当と、生活文化局の調査の担当が相談いたしまして、テーマを決めて調査をしております。

違反と疑われるものですか、違反はありませんでしたという報告を、それぞれ東京都のほうに挙げていただきまして、実際は、都の職員が精査して、指導が必要なものについては指導すると、そういったような仕組みになっております。

【佐々木委員】 仕組みについて、私も存じ上げておりますけれども、実際に、具体的に問題があった例を教えてくださいと思います。

【田崎食品監視課長】 JAS法の違反も、食品衛生法の違反も、具体的にありまして、それについては、今、赤羽のほうで説明させていただいたような、例えば景品表示法に基づく表示の書き方がおかしいとか、あるいはJAS法に基づく表示標記が誤っている、そういったものについては東京都が指導します。また、全国に流通する場合であれば、農政事務所のほうにも連絡することにより国が他の自治体にも通報するなどして、適正に行政対応していただいております。

調査員の方には一般の主婦の方とか、会社勤めの方もいらっしゃいます。協力していただいている方全員が、必ずしも十分な知識をお持ちではない場合もありますが、先ほど申し上げたとおりそこは精査した上で、国への違反通報、又は、都内事業者であれば、都が改善の注意指導をさせていただいている、といった状況でございます。

【佐々木委員】 表示の問題があるということでございましたので、今の説明でわかりました。ありがとうございました。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ほかに質問のある方、お願いいたします。廣瀬委員。

【廣瀬委員】 項目が少し戻りますけれども、資料3の2と3の部分で、国際規格

と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進という項目と、国際基準であるHACCP導入支援という、この項目の兼ね合いについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

自主管理認証制度は、東京都が長年かけて発展させてきた制度でございますので、並々ならぬ思いも、この中にはあるだろうと思います。

一方で、新しい認証制度に取り組むということで、発展型の認証制度というのでしょうか、努力すれば報われるみたいな形のを今つくりつつあるということと、それから、そこに加えてHACCP導入支援というか、このHACCPの考え方に基づいた、いわゆる管理運営基準の改正のことをこれは多分指しているのだろうと思いますけれども、管理運営基準でHACCP対応型という形を選択できるような形になっていくというところで、衛生管理の方式として、いろいろな制度があるのはいいのですけれども、一般的に見て、すごくわかりにくい状況になっていることも確かなのだと思います。

一体、どれをどういうふうを選択して、どこへいつているのかというのがわからないということと、私どもは、まだガイドラインを見ていませんので、はっきりしたことはわからないのですが、管理運営基準が改正されて新しいHACCP対応型というのがそこに取り入れられるとすれば、それは任意ではなくて、やはり、選択は任意であったとしても、最終的にはペナルティーがついてくるような性格のものになると思います。

そうなってくると、かなり強制力を持つということもありますので、そういったところで、果たしてどちらを存続させるのがいいのか、あるいは整合させることができるのか、調和できるのか、こういったところの整理を一度お願いしたほうがいいのかなというふうにも思います。

最終的な到達点として、よりよい衛生管理というのが実現すればいいわけですが、ただ、一方で、なかなかそういったHACCP対応型の衛生管理に取り組みないという事業者がいることも事実で、圧倒的多数は逆にそっちの方なんです。

そういったところを今後どう拾い上げていくのか、その辺の視点がこの中ではなかなか見えてこないなということで、ちょっと気になりますので、ご質問させていただきました。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

自主管理のHACCPに関して、まとめて答えていただきたいと思いますので、これについて質問のある方よろしくお願いたします。

【竹内委員】 竹内でございます。

いろいろと取り組みを出していただきまして、ありがとうございます。

私も、この食品衛生自主管理認証制度の推進につきましては幾つかあるのですけれども、1つは、なかなか数が増えないというのが、この間の傾向だったかと思えます。

それで、東京都の予算要望のときには、必ずこれは、毎回うちの組織から出させていただいているのですけれども、当初始めたときは、お寿司屋さんですとか中華料理屋さんですとか、町の小さな規模のところ、やっぱり衛生基準の水準を少しずつ上げてもらうために導入したような認識で私もずっといたのですけれども、そういうこ

とであるとすると、やはりもっと数が増えないとまずいので、さらに進めなくてはいけないのではないかというふうに思っている一方で、今回、国際規格との整合をさせたということで、一方で、やっぱり数が増えないと、やっていることのプラス面があまりないみたいなどころもあるのですけれども、国際規格を取っているところは結構大きな組織で、それなりのところということですので、そこら辺の矛盾みたいなものが少し発生してきているような認識を私も少し感じるころですので、その辺の整合をどういうふうに考えるかということと、あともう1つは、先ほどもありましたけれども、やっぱり取得のメリットを本当に出さないと、なかなか進まないのではないかというところを、ぜひ引き続き検討していただければと思います。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ほかにこれに関して質問はございますか。

【森田委員】 先ほどのご説明の中で、達成ステッカーというお話があったかと思うのですが、これは参考資料4のパンフレットのマークのこととは違うものでしょうか。そこのご説明をお願いします。

【小島委員】 もう1つ、関連で。

ちょっと初歩的なことですが、HACCPの対象は、どの程度の企業のことを言っているのか、あと、導入状況が今どうなっているのか。

大手企業は多分やっていますよね。だから小さいところまで全部対象となるのか、そのあたりをちょっと教えていただきたい。

【大屋部会長】 質問内容が大変多岐にわたってきましたので、この辺で事務局から説明願います。最初は管理運営基準の改正等に関して、次に自主管理認証制度の数が増えないという問題点及び国際基準との整合と達成ステッカー等に関して願います。

【田崎食品監視課長】 竹内委員から、自主管理認証制度の当初の考え方のお話がありました。この制度の始まりとしては、都認証を取っていただく対象としては比較的小規模な事業者の方で、一定以上の衛生管理を行っている方に対して一定の評価をしてそれを認証し宣伝し、社会に認めていただくと、こういう考え方でした。

基本的に、この考え方は変わってないのですけれども、ただ、メリット感がほしい取得が難しいなどというところもあり、そこで、先ほどお話しした、段階的評価の考え方を導入し、またその達成度合いに応じたステッカーを作成していく予定でございます。例えばファーストステージとかでしたら星一つ、セカンドでしたら星二つとか、都民目線でわかりやすく普及啓発を進めていく方向です。

ご本人が取る意欲のある方については最終的に認証を取っていただく。そういった流れを新たに構築させていただいたというのがございます。

先ほども申し上げましたが、さらにバックアップシステムを取らせていただくというところがございます。

廣瀬委員からのご質問でございます。

認証については今お話しした内容でございます。現在、食品衛生法に基づいた管理運営基準ガイドラインがあり、これは営業許可を取った施設の事業者が最低限守らなくてはならない基準です。今般、新たにHACCP導入型基準をこの理運営基準にガ

イドラインに規定し、各自治体が条例改正をしていくという、そういった仕組みづくりを、国が考えているというところでございます。

最低限やらなくてはいけない管理運営基準については、逸脱すれば罰則があります。今般、新たな基準としてHACCPという考え方が盛り込まれる予定ですが、国の検討会の方で、またさらに詰めていくことと考えられます。

調和できるかというところのご質問でございますが、少なくとも認証制度とHACCPの考え方は同じではございませんが、自主的な衛生管理という点では同じでございます。今後、国の示すガイドラインに対応して認証制度も整合性を図ってまいります。

【大屋部会長】 達成ステッカーというのは。

【田崎食品監視課長】 達成ステッカーですね。

新しいステッカーについてはこのステッカーではなくて、星三つとか、ステージのレベルに応じて変えております。今お持ちしますので、しばらくお待ちください。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

今、事務局から一応回答をいただきましたけど、何かもうちょっと聞いてみたいということはあるですか。最初に質問なされた方はよろしいですか。

では、ほかにございましたら。お願いいたします。

【矢野委員】 資料2の施策の柱3について、質問と意見を述べさせていただきます。

質問は、施策の柱3は、今日、参考で出ています食品安全推進計画の29ページのところに現行の体系が出ていますが、ここでは、相互理解と協力という、「協力」という言葉がありますが、今回は協力が抜けているので、それをとられた理由をお聞かせ願いたいと思います。

私の意見としては、協力を入れていただきたいというか、入れるべきではないかと思っております。

先ほどから、HACCPとか認証制度とか、制度に関する普及がなかなか、十分に行き渡っていないということもありましたけれども、実は、制度を普及させたりするのは消費者の応援があってこそ、それは、情報がしっかり発信されて、そこに理解も進むわけですけど、やっぱり、応援すれば制度がより広まっていくというふうに考えています。

そのためには、応援団になるというのは、ある意味で、それは協力であって、情報発信したものをただ受けたり理解するだけではない。そういう意味では、施策の柱3全体を通して、情報の発信なり教育・学習の推進なり、さまざまな分野に協力ということが関わっていくのではないのでしょうか。

先ほど、表示のところ、消費生活調査員の調査で、これがまさに都民との協働という言葉で、新たに前回の意見を取り込んでいただいておりますけど、協働を限られた調査員だけに限定するのではなくて、まさに教育場面とかでは協働の取り組みというのは、いろんな場面で今進んでおりますし、そういった意味では、改めて施策の柱に「相互理解と協力の推進」を入れ込んでいただきたいなと思っております。

質問と意見でした。



【大屋部会長】 ありがとうございます。

今、矢野委員のおっしゃったような件で、関連して質問のある方はございますか。  
ないようですので、事務局から説明をお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 前回、確かに協力という形で入れさせていただいております。これは消費者の方だけではなくて、事業者の方、あるいは行政間の協力ということも必要だと考えます。

表現については持ち帰らせていただければと思います。協力を、前はあって、この内容で入れないことはないと思いますので、預からせていただければと思います。

【大屋部会長】 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。お願いします。

【廣瀬委員】 施策の中身のことでないんです、資料3の書きぶりがちょっと気になって。

例えば、次期計画の4を見ていきますと、語尾が「促進している」なんですね。

次のページの5のところを見ていきますと「役立っている」、あるいは、7を見ますと「行っている」、8を見ると「行っている」、次期計画というのが、現状やっているという意味でいいのか。この辺の表現がこういう形になるのは、どういう意味なんだろうかなど、私はよくわからないので、何か意図があるんだろうと思いますので、これはお尋ねしたいなと思いました。

【大屋部会長】 事務局、説明をお願いします。

【田崎食品監視課長】 現状でも実施している事業がございますので、ご指摘のような表現もございます。「いる」というのは、進行形なんですけれども、表現については確認させていただけますか。

【大屋部会長】 事務局側としての意見もあろうかと思えます。今言った廣瀬委員の意見も参考にしながら、表現方法については検討していただければと思います。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【小島委員】 資料3の1番のエコ農産物認証制度なんですが、これは今までやっていたものを組みかえるとなると、以前とどこがどういうふうに違うのかということをお教えいただきたい。それともう一つ、この認証は、都の担当者が直接、現場に行き、見てチェックするのでしょうか。だれが客観的にチェックしていくのかという質問です。

【大屋部会長】 お願いします。

【遠藤食料安全課長】 認証制度なんですけれども、もともと特別栽培農産物認証制度というものが東京都の中にありまして、これは、いわゆる有機農業がもともとあったかと思うんですけれども、それが、有機農業というのはJAS法のほうで有機JASに変わって、それから特別栽培農産物というのは国のほうでガイドラインが示されているかと思うんですけれども、そのガイドラインに則ったところで、東京都で特別栽培農産物に取り組んでいる農業者に対して認証制度を行ってきたところがあります。

それと、もう1つ、国の制度としましてエコファーマー制度というのがございまして、これも環境に負荷を与えない農法に取り組んでいる農家さんに対して、ある程度

の認証マークをつけて売れるような形というのが、国の制度としてございました。

ここら辺のものは、やはり消費者のほうにもわかりにくいということがございました、東京都の方でエコファーマー制度と特別栽培農産物認証制度、具体的にはこの二つを統合した形で東京都エコ農産物認証制度という形のものにつくりかえてきております。

認証につきましては、どういう形の栽培をするかというのを計画を出していただきまして、その計画を検討して認証するという形をとらせていただいております。それで、適宜それに従った形で栽培されているかということにつきましては、都の職員とともに、地域のJAですとか、そういうところに安全確認者という方を置かせていただきまして、その方によって確認をしていただくような形の制度になっております。

【小島委員】 もう始まっているわけですね。

【遠藤食料安全課長】 始まっています。25年度に開始しまして、現在、293名の方、1,905品目の農産物について認証されておりますので、お近くの農産物直売所等では、もう既にこの形の認証マークをつけたものというのが販売されているところもあるかと思えます。

【大屋部会長】 まだ、これに関しては質問等があるかと思いますが、ちょっと時間がタイトになってきましたので、最後にまたまとめてお気づきになった点に関してもう一度ご質問を受け付けたいと思っておりますので、ここで次に進めさせていただきます。

資料4の説明を、事務局からお願いいたします。

【高橋食品安全担当係長】 それでは、資料4のA3判の1枚の資料となりますが、ごらんください。

東京都食品安全推進計画の改定に向けた考え方でございます。この中では、基本施策の中から重点的に取り組む施策の考え方というのをお示した資料となっております。

その前に、まず、食品安全推進計画改定の基本的な考え方といったものが上の四角く囲ったところに出ておりますけれども、こちらからご説明させていただきます。

まず、計画の位置づけでは、推進計画自体は食品安全条例に基づく計画であるということがございます。条例に基づく位置づけというのが数字の1、2でありますとおり、1の食品の安全確保に関する施策の方向、2のその他、食品の安全に関する重要事項となっております。

その下に下線部を引いておりますけれども、新たに位置づけとして加えてはいかがかということをつけ加えております。それがオリンピック・パラリンピックの開催を見据えた計画といったものでございます。

こちらにつきましては、全体の計画の中の一つの施策に入れるというより、計画全体の位置づけとしてはいかがかということで、この中で入れさせていただいております。

そして、矢印を進んでいただきますと、計画の体系（案）とあります。

まず、基本施策を検討して、その中から重点的に取り組む施策を選定とございます。

この重点的に下線が引いてありますが、前回の資料ではここに重点的、それから優先的という文言を入れておりました。この「優先的」という言葉を今回除いた形にし

ておるんですけれども、この理由としましては、基本施策、これが着実に推進していくと、こういったことで食品の安全確保がまず図られていくといったものがあるかと思えます。

それで、その中から今回の推進計画では、現状や今後の動向、そういったものを踏まえまして、重点的な施策を選定していくということとさせていただきたいと思えます。この中で「優先的」という表現を使いますと、他の施策が、例えば優先順位が低いというような印象を与えるのではないかといたところがございますので、重点的という表現で整理してはいかかということで、重点的という表現にさせていただきました。

そして、右の端に計画の期間（案）でございますが、6カ年の中期計画、平成27年度から32年度とさせていただきます。こちらは前回、5カ年の中期計画としてご提案させていただきましたが、計画の位置づけで、オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた計画とさせていただきますので、そうしますと、開催されます2020年、平成で言いますと32年度、ここを計画の最終年度としまして、1年延ばして6カ年という形で計画を策定できればと考えておりますので、改めてお示しさせていただきます。

その次に、重点的に取り組む施策の考え方（案）でございます。

この中で、左に食品安全を取り巻く現状・今後の動向とございます。

この食品に関する事件・事故と、今後の動向と二つ分けてございますが、これも前回の資料でお示した、資料から少し変えたところを下線部でお示ししておりますけれども、食品に関する事件・事故では、重篤又は大規模な事件・事故の発生ということで、「事故」という表現をつけ加えております。

この中では食中毒ですとか、冷凍食品への農薬混入、そういった事件がございましたが、もう一つは食物アレルギーというものを入っております。こちらは、事件というよりは事故という性格が強いと考えておりますので、表題にも事故といった言葉を入れております。

それから、偽装・誤表示の発生、食品中の放射性物質といった食品に関する事件・事故があったというところでございます。

今後の動向としましては、こちら三つに大きく分けておりますけれども、一番上の食品表示に関する制度の改正ということで下線を引いてございます。

前回では、ここを食品表示法の施行という形でお出ししておりましたが、下に書いてありますとおり、食品表示に関する制度は、食品表示法の施行をはじめ、健康食品等への機能性表示の検討が行われていることや、景品表示法の改正があるといったような、制度全般で大きく動きがございますので、そのような表現とさせていただきます。そして、2点目が自主的衛生管理の普及拡大、3点目が進展する食品流通のグローバル化といった項目となっております。

このような食品安全を取り巻く現状、今後の動向を見据えまして、重点的に取り組む施策を選定するに当たって、どのような視点で選定すればよいのかということで、真ん中に選定の視点といった項目を設けております。

この中で、ローマ数字でⅠ、Ⅱ、Ⅲと書いてあります。このような視点に基づいて

重点的に取り組む施策を基本施策から選定してはいかがかと考えております。

1点目ですけれども、「未然防止・拡大防止対策」とあります。

こちらは、現状・今後の動向の中では、重篤又は大規模な事件・事故の発生ですが、自主的衛生管理の普及拡大、進展する食品流通のグローバル化、こういった動向を見据えますと、食品の安全に関する事件・事故、こういったものを未然に防止する取り組み、また発生してしまった場合の拡大を防止するという対策、こういったものが必要であり、視点として挙げられるかと考えております。

2点目が、「新たな制度への対応」とございます。

新たな制度では、大きくは表示に関する制度といったものがございます。現状のところでは偽装・誤表示の発生とございますけれども、今後の動向でも食品表示に関する制度の改正といったものがございます。

また、自主的衛生管理の普及拡大にありますHACCPに基づく衛生管理システムの普及、これもHACCP導入型基準といったものの導入が見込まれるということでは新たな制度という位置づけがあろうかと思えます。

このようなことから2点目の視点としましては、新たな制度への対応といったところが必要なのではないかと考えております。

最後、3点目に、「安全に関する相互理解の促進」とさせていただいております。

こちらは食品に関する事件・事故の三つ目に食品中の放射性物質といったようなものがございますけれども、このような問題を踏まえて、全てのところに共通するものがございますが、行政ですとか事業者、都民の方との安全に関する相互理解の促進、それからオリンピック・パラリンピックの開催を見据えました食品安全情報の世界への発信といったような位置づけで選定する必要があるのではないかとということで、3点目としてまとめてあります。

このような三つの視点から、では、どのような施策を選んだらいいのかといったものが、一番右端にあります重点的に取り組む施策についてということで、事務局案として選定させていただいた施策となつてございます。

まず、施策の柱1からは、基本施策の1番、「東京エコ農産物認証制度の推進」。

(Ⅲ)とありますが、この括弧内は選定の視点に書いてありますローマ数字と対比したものとなっております。

こちらは三つの安全に関する相互理解の促進という視点、それと基本施策の2番、「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」、こちらは視点のⅠ番、未然防止・拡大防止対策といった視点。それから基本施策の3番、「国際基準であるHACCP導入支援」、こちらは選定の視点はⅠ番の未然防止・拡大防止、それからⅡ番の新たな制度への対応という位置づけという形で記載しております。

施策の柱2からは、基本施策15、「食品安全情報評価委員会による分析・評価」、視点としましてはⅠ番となります。また、施策の22番、「輸入食品対策」としましては、選定の視点が未然防止・拡大防止のⅠ番。施策の23、「健康食品対策」につきましては、選定の視点がⅠ、Ⅱ、Ⅲと全ての位置づけがあるのではないかとということで記載させていただいております。施策の25番、「法令・条例に基づく適正表示の指導」では、制度の改正が見込まれておりますので、新たな制度への対応でⅡ番。

施策の28番、「健康危機管理体制の整備」では、視点としましてはI番ということにさせていただいております。

施策の柱3でございますけれども、施策の31番、「食品中の放射性物質対策等、食品安全情報の世界への発信」では、安全に関する相互理解の促進ということで、視点のIII番から。施策の32番、「関係者が一堂に会して行う情報、意見交流の推進」ということについてはリスクコミュニケーションが該当しますけれども、視点はIII番の安全に関する相互理解の促進ということです。そして、最後に33番、「食物アレルギーに関する理解の促進」ということで、視点のI番、未然防止・拡大防止対策といたったことで、以上の施策を挙げさせていただきました。

このような施策を、重点施策という形で次期計画から位置づけて推進していくということで、食品安全を取り巻く現状・今後の動向にあります事件・事故、それから今後の動向といったものを踏まえた形の施策となるのではないかとということで事務局から提案させていただいております。

以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ただいま推進計画の改定に向けた考え方ということで説明をいただきました。先ほどの資料2、3とも深く関係がありますが、これらは、これから皆さんに検討いただく基盤となる内容かと思えます。

ご質問、ご意見のある方はよろしくお願いします。

【廣瀬委員】 3つほど。

まず、施策の柱3の、基本施策33、食物アレルギーに関する理解の促進というところで、これは資料3を見ていきますと、福祉保健局が、保育所等のアレルギーを持つ子供に係る人材の資質向上についてということが入っていますけれども、ここは、基本的には、例えば学校なんかで実際に起きた事故については、どんなふうに捉えていらっしゃるのか。あるいは、学校については改善済みということで、特にこういうところに入ってこないのか、それが1つ。

それから、施策の柱2のところに出てくる施策の23、「健康食品」対策。今は、非常に機能性表示の問題ということで、ある意味、物議を醸しているというのが、この健康食品の問題に含まれてくる部分だろうと思えます。

それで、改めて施策の23を見てみますと、今後、新たに創設が検討されている機能性表示制度にあわせて適切に対応していくというふうに、さらっと流されているんですけれども、この適切な対応というのは、具体的にはどういうことを想定されているのか、そのことをお聞きしたいということがあります。

それから、もう1つ、先ほどのHACCPの問題に戻りますけれども、基本施策の3の国際基準であるHACCP導入支援について、この支援をどのような形で行っていくのか。というのは、先ほどからお話ししているように、自主管理認証制度は東京都の認証制度になっているんですけれども、実際には、私どものところもそうなんです、認証事業者というのがおまして、その認証事業者が実際の認証を行っていくというシステムになっていますので、そことの兼ね合いで、HACCP導入支援の場合は、どういうふうな形を想定されるのか。要するに、行政が直接手がけていくのか、

あるいは民間の今の自主管理認証制度のような形を想定するのか、この辺が非常に気になるところなんです。

HACCP導入といっても、結局、管理運営基準というものを想定すると、やはり、そこには認証と外部検証というものがどうしても欠かせない制度なんだと思うんです。そこを想定すると、どこかが責任を持ってきちんと運営していかないと、民間にただ投げるだけではだめだろうというふうに思いますので、そのところを教えてください。

以上です。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

今、学校での事故、あるいは健康食品、HACCPの3点について質問をいただきました。これらに関連して、他に質問したいという方はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局の方で説明をお願いいたします。

【宮澤環境保健事業担当課長】 食物アレルギーに対する理解の促進なんですけれども、保育所等のアレルギーを持つ子供に対しての人材の資質向上というのは大変重要な課題というふうに認識していきまして、福祉保健局の方でも、ぜんそくや食物アレルギーの緊急時の対応研修などを、昨年度から引き続いて、今年度も行ってきています。

具体的な対象は保育所の先生方です。そういった方々に対しての、緊急時にどういうことをしたらいいのかという緊急時対応マニュアルというものをつくっていきまして、それらを用いまして講習会などを引き続いて行ってきているところです。

恐らく、ご質問、ご意見は、調布で起きたような事故が起きたときにどうするのかということだろうと思いますので、これについては、引き続き、研修等を行ってまいりたいと考えております。

【鈴木健康教育担当課長】 教育庁でございます。

学校の関係なんですけれども、この計画との関係ということでは、ちょっとまだ整理できていない部分もあるので事実だけを申しますと、私どもは保育所と同じように、担任あるいは養護教諭、栄養士等々、学校給食にかかわる部分の全ての問題であるということで、体制の整備と、それから研修を、本年度も、昨年に引き続き実施しております。

以上でございます。

【大屋部会長】 続いて説明をお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 2番目のご質問で、機能性表示の関係です。

本委員会の委員の方にも、実際に国の検討会に加わっていただいている委員の方もいらっしゃるのですが、ご意見をちょうだいしたいところです。

例えば、その食品の安全性審査を行う場合、基本的に事業者が責任を持って、論文証明する場合と、実験系で証明する場合とに分かれていると思います。その辺の事業者主体でやっていくこと自体が課題となっているとも聞いております。

私どもの表現ですけれども、「注視していく」と書かせていただいております。今後、新たな栄養表示の内容とも比較しながら対応していきたいというふうに考えてお

ります。

森田委員とかがご発言していただけるようでしたら、お願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

【森田委員】 よろしいですか。

【大屋部会長】 お願いします。

【森田委員】 機能性表示の検討会の委員をしております、報告書ができるまで、あと4回ほどあるんですけれども、今まで5回終わりました、最初の2回から4回の間で、安全性や品質に関して大体どういった要件を満たしたらいいのかというところで、厳しい要件つくっていくということで合意をしています。

5月2日に第5回の検討会があって、そこで機能性ということで、機能性はこういったデータがあればクリアできるのかということで、こちらエビデンスについては要件を定め、根拠となるデータに出版バイアスや利益相反が無い、そういう細かい条件をクリアしていかなければ認めないものにしていきます。

今いらっしゃる先生が、アカデミアの方々が中心で、安全性に関しては、崩壊性とか基原性なども厳しく求めているもので、一部分では特保よりも厳しくなるんじゃないかなと思っているところもあります。その一方で、文献をキチンと揃えて出せるという道もあります。

そうなりますと、いわゆる健康食品の中で玉と石を分けるような、そういう役割も果たせるかもしれませんが、事業者責任のものと表示ではありますので、どのように監視するかが重要となります。

これだけ安全性と機能性も厳しくと言っているんですけれども、じゃあ、いざとなったときに、それを制度化するときに、例えば届出制にするのかとか、どのような形であるのかというのが、これは次の次の議論になります。まだ、制度設計というのがまだ見えていません。

いろいろと細かい条件をつくっても、これはガイドラインで、事業者が勝手にやってもいい制度だと思って、コンプライアンス意識の低い事業者が機能性表示のものを無知のままエントリーしてしまうと、とんでもない商品がこの制度でできてくるという可能性もあります。

ですから、都に期待したいのは、多分、これから届出制になるというところと、それから、情報公開は義務づけられることになると思います。そういうものが出てきたときに、消費者団体もそうなんですけれども、自分に都合のよいシステムティックレビューがないか、ガイドラインに沿っていないようなデータ、企業の都合のいいデータばかりを出していないか、いろんなところで目を光らせていただきたいと思っております。

それから安全性に関しては、私が強く意見を言っているのは、ホットラインのようなものを、これを機にできないかということです。例えば健康食品については、都でもいろんなところから問い合わせが来ると思うんですけれども、そのときに、専門じゃない人が受けることもあるかもしれません。消費生活センターなんかでも受けるわけなんですけれども、十分に対応できなければ、例えば重篤なレベルの中に入れていけないということになると、せっかく消費者から来た情報がうまく整理できないことになります。いろんな安全情報に正確に対応するために、梅垣先生のところで、アルゴリ

ズムというような、そういうものの考え方をつくっているんですね。

それは、例えば消費生活センター、国民生活センター、保健所、都とか、地方自治体が、共通の考え方で、有害事象を振り分けるのも重要ですが、それとは別にホットラインの開設も今後求めていきたいというふうに思っています。そうなりますと、新しい制度だけじゃなくて、健康食品全体に関わって、保健所、それから都の消費生活センター、いろいろなところで、対応していただかなくてはいけないことになると思います。

そうなりますと、結局、消費者庁は手足がないので、都道府県の皆さんの専門性に委ねながら、そこでの機能ということを上げていかないと健康食品の対策はできません。東京都さんもぜひ、そういうことを率先してやっていただきたいという期待がござります。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

【田崎食品監視課長】 部会長、1点質問させていただいても大丈夫ですか。

【大屋部会長】 どうぞ。

【田崎食品監視課長】 行政側が監視する際に製造元や加工元での製造工程は大体把握できます。一方、輸入食品についてはよくわかりません。サプリメント法がアメリカにはありますが、これに基づいて製造された食品が輸入されることが今後あると思うんですけども、安全性のチェックといった点で今後どういう形で行われるのかもしわかりましたら教えていただけませんか。

【大屋部会長】 すみません。私も、ちょっと1点、お伺いしていいですか。

今、非常に参考になるご意見をいただきましたが、例えば、国の動向に関して私なりに考えますと、ホットラインとか、あるいはガイドラインがどこまで遵守できるかという観点からも自治体との関係があるように思います。

説明いただいた課題等に関して、自治体としての対応を少し聞かせていただければ、参考になると思いますので、よろしくをお願いします。

【森田委員】 まず、輸入食品のダイエタリーサプリメント制度ですが、例えばアメリカのFDAで、アメリカのダイエタリーサプリメント制度でオーケーが出たとしても、日本のガイドラインとは違います。そのまま来ることはありません。

日本が今後つくろうとしているものは、米国のものは参考にはしていますけれども、制度的には異なるものです。

ただ、いくら日本が厳しいとしても、それが遵守、だれが見るのか。先ほど、32条は健康増進法でできるんじゃないかというお話もありましたが、新しい食品表示法の中でそれができることになると思います。

そうなりますと、執行力が高まっていきますし、あと、それから、実際に都では、例えば栄養機能食品とか特保でも、モニタリングされていますよね。栄養機能食品はたしか健安研で。

【田崎食品監視課長】 健康安全研究センターにおいて収去・検査しています。

【森田委員】 収去して検査されていますよね。それでおかしなものは、罰則がかかるということですよ。

【田崎食品監視課長】 今の法体系ですと、罰則体系上は国が行うものとされてい



ます。監視指導については、各自治体が実施しております。

【森田委員】 栄養機能食品を収去して、きちっと報告されているというのは、都で見つけたんですけれども、やっぱり、都がそうやってずっと調査をやって頂いてモニタリングしていただきたいというふうに思っています。

健康増進法と食品表示法と、どの制度設計にするかというのは、次の次の会議で多分検討していくことになると思います。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

次にもう1点、HACCPの支援について、外部検証も含めた点はいかがでしょう。

【田崎食品監視課長】 HACCPの支援ですけれども、どのように取り扱っていくかです。課題は事業者の方が自ら手をどの程度上げるかどうか。その際には、外部検証の話も廣瀬委員からございましたけれども、各自治体がやる形になるのか。

恐らく外部検証はする形にはならないと思いますけれども、各自治体は積極的に支援する立場になると思います。また、今のマル総と同じように保健所等が立ち入って、きちんとシステムが機能しているのかどうかの確認をすることが自治体の義務となると考えます。

と畜場法と食鳥検査法については、既に規則改正が行われていますが、ガイドラインに基づき条例等が改正される場合でも、基本は事業者の主体性が重要だと考えます。

ただ、実際のところ都内には大きな工場は決して多くないことから自ら手を挙げられる事業者の方がいきなり増加するとは考えにくいのですが、積極的に取り組む方には、自治体としては支援してまいります。

【大屋部会長】 よろしいですか。

ほかにございましたら、お願いいたします。

お願いいたします。

【小島委員】 ちょっと関連なんですけど、国が機能性の表示を認めたときに、安全性を確保するためのGMPについて、例えば都が独自に、その安全性をチェックして、「ちゃんと守ってくださいよ」というようなことはできるのでしょうか。

機能性の表示は多少あいまいでもよいのですが、安全性は確保されねばなりません。東京都内に出回る製品だけでも、安全性が都によるチェック体制ができているといいなと思うんですけれども、どうでしょうかね。

【田崎食品監視課長】 既存の食品衛生法の範囲であれば、確実に守っていくことはできると思います。一般の食品と同じで、同じような検査項目、検査体制で対応できると思います。

今回の表示については、特定のものについて、その表示について科学的な知見が出されているのかどうか、それがチェックされるシステムになっていると思いますので、そこをどういうふうにやるのかというのが、ちょっと私どもは、今、即答はなかなかできません。

ただ、国の方が、こういった形で、自治体で自治事務としてやりなさいという話があれば、当然、やっていかなくはいけないでしょうし、むしろ、安全性が危惧されるようなものであれば、積極的な対応するべきと思っています。

【小島委員】 ただその場合は、国が対象と考えているのはサプリメントのほか、食品も対象になっているので、食品も含めてGMPを義務づけることはあり得ないですよね。アメリカでの対象はサプリメントだけなので、GMPを義務づけても理にかなっていますね。東京都が、少なくとも錠剤とかカプセルをつくる東京都内にあるメーカーに対しては、都がGMPガイドラインをつくって、それを守ってくださいということが法的にできるのかどうかということなんですけれども。

【田崎食品監視課長】 技術的にできるかということですか。

【小島委員】 例えば、遺伝子組換え作物でも、国は法的に植えてもいいと言っているのに、自治体が条例をつくって植えちゃいけないみたいな、事実上禁止みたいな項目をつくっていますよね。

それを考えたら、例えば、国が、仮に緩い安全性の基準を決めたときに、都はもっと厳しくしますよということで、条例みたいな形で何か国とは異なる対策を取れるかどうかということなんです。

【田崎食品監視課長】 自治体として別に設定する方法はあると思います。例えば条例をつくるとか、技術的なことはありますが。

ただ、それが自治体として本当にやるべきなのか必要性があるかどうかという判断は別に議論する部分になるかと思います。

【大屋部会長】 よろしいですか。

かなり法制実務的な内容だと思いますので、それについては条例のつくり方という、いろいろと意見があるところだと思います。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、花澤委員。

【花澤委員】 基本施策の31番、放射性物質対策等のところはよくわかるんですけど、それ以外に、食品安全情報の世界への発信といったときの、どんなものを想定されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

【田崎食品監視課長】 昨年、オリ・パラの招致の際に、日本産食品の放射性物質の含有量が課題となりました。その際、東京都としても安全性の確保のために検査結果等の情報提供させていただきました。

今後は、それ以外にも、例えば微生物制御をはじめどんな検査をしてどんな対策をとっているかということについても情報提供、発信していきたいと考えております。

【花澤委員】 ぜひ、放射性物質だけじゃなくて、全般的に衛生管理水準が高いとか、その辺のことをぜひ、特に世界への発信ということをお願いしたいと思います。以上です。

【大屋部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【森田委員】 先ほどの健康食品の話で、お願いがあります。不当表示につきましては、景品表示法で前回も言いましたけれども改正になるということです。都内で新聞をとっていますと、新聞を開けると健康食品のチラシが山のようにあり、明らかにこれはおかしいというふうなものが今でもたくさんあるわけです。消費者庁は措置命令も出していますけれども、まだまだ足りない。

その中で、ガイドラインもできましたけれども、不当表示に関しては監視を強めて

いただきたいなということがあります。

新制度ができれば、新制度のどさくさに紛れて機能性表示をうたうようないわゆる健康食品も出てくるかもしれませんので、よく目を光らせておいていただきたいと思います。

あと、それから、4点目が教育なんですけれども、消費者庁は、これから健康食品についても消費者教育をしていきますと言っておりますけれども、東京都は、それとは別に、ずっと都民向けのリーフレットをつくったりですか、リスクコミュニケーションをやっただけだったりしています。そのリーフレットが、とても見やすいと思っています。これから新しい制度ができるときに、栄養機能食品と、それから特保と、新制度で、いわゆる健康機能食品という四つのジャンルがあって、ビタミンはこっち側、疾病リスク低減はこれだけ書けるとか、すごくごちゃごちゃしたことになりますので、ぜひ、わかりやすいリーフレットをつくって啓発していただきたいというふうに思います。

【大屋部会長】 事務局、説明いただけますか。

【田崎食品監視課長】 特に事業者の方が、まず十分な理解をしていただかないか、と思います。またここに集まっているメンバーの中で、局を横断して表示関係の普及啓発もさせていただいておりますので、その辺についても。

【森田委員】 そうですね。それも一つですね。

事業者の適正な指導ということで、ぜひ引き続きお願いします。

【田崎食品監視課長】 検討して、より深めていければと思っております。

【小島委員】 森田さんと同じ意見なんですけど、具体的に、例えば東京都の場合は、都民が健康食品を利用しようとしたときに、保健所に相談すれば、健康食品に詳しいリスクトランスエーターとか、食品栄養指導士とか栄養アドバイザーみたいな専門家がいて、しっかりと相談に応じてくれる形になっていけば、とてもすばらしいと思うんです。

これは、どういう表示制度が実現しても、結局、それだけで完全な表示はありえず、最終的には、どうやって健康食品を利用するかという教育の問題、つまり、情報リテラシーにいきつきます。特保が出たって、いい加減に使えば、何の効果もありませんよね。だから、リテラシーをサポートするための指導士を東京都でぜひ養成なさったらどうかと思います。さすが東京都は違う、ちゃんと健康食品の相談に対応できる専門家がいますねというふうになればよいのですが。

【大屋部会長】 健康食品に関しては、リテラシーが重要ということですが、これに関連して質問のある方はありますか。

ないようでしたら、事務局、今の小島委員の意見について説明をお願いします。

【田崎食品監視課長】 栄養のバランスとかを相談されてきた場合は、各保健所に栄養士さんがいます。そういった個別相談の場合は乗っております。

ただ、実際に、栄養成分だけじゃなくて、そういったサプリメントのような栄養補助食品を使ったらどうなのかとか、さらに対応が難しくなっている現状もございます。長期的な栄養素の摂取による人への健康影響の面からみると、栄養士だけではなく医師や保健師といった、多面的な相談ということが必要になってきていると思われ

ので、東京都の現場での連携も必要になってくるのかなと思います。ご意見は大変参考になりました。ありがとうございました。

【大屋部会長】 小島委員、よろしいですか。

【田崎食品監視課長】 すみません。先ほどご紹介すると申し上げたステッカーですが、実は、このステッカーを取り扱うための内部決裁が定まっていないので、直接担当が持ち回りますので、ご覧になっていただければと思います。

【竹内委員】 1つだけなんですけれども。

計画の期間なんですけれども、6年にするという点については、いいんじゃないかと思うんですが、今年度までの計画の中でも、平成22年から26年という5年だったんですけれども、23年に福島第一原子力発電所の事故もあって、急遽、放射能の検査だとか、いろんなことが発生したというような、期間中でいろんな変化がある可能性もありますし、ここにいらっしゃる方たちはほとんど変わられているとか、当然のようにあるわけです。

やはり、3年ぐらいたった時点で、1回はそれまでの計画を見直すとか、何かそのような考えがとおりかどうかだけお聞かせいただきたいのですが、よろしく願います。

【大屋部会長】 事務局、お願いします。

【田崎食品監視課長】 計画の進捗状況については、1年に1回、必ず報告させていただいていますので、その段階で行政対応等に係るお話を頂戴できればと思っています。

ただ、前回の5年間計画の際も、途中で原発事故が起きたときに、推進計画の中の危機管理の中で対応できているということで、そこで改めて、計画の修正はしませんでした。

事例にもよりますが基本レベルでの対応はできるという体制をつくらせていただいています。ただ、新たな対応を求められた場合は、その時点が皆様のご意見等を頂かねばならないと存じます。

【大屋部会長】 ちょっと確認ですが、この基本計画は、基本は5年ということでもよろしいですか。それで、この案だと、オリンピック・パラリンピックを踏まえたので、もう1年延ばしたというように理解してよろしいですか。

【田崎食品監視課長】 実際、5年間と特に明記された文章はどこにもなくて、これが4年とか6年であってもよろしいんですが、10年はちょっと長いでしょうと。3年ですとスパンとしては非常に短いので、現行のスパンとさせていただいております。

あと、法定事務で監視指導計画が食品衛生法で定められております。これは、本推進計画とは別に単年度計画です。パブコメもとって対応させていただいているところです。

ですので、推進計画は中期的計画として、これまで5年間でふさわしいだろうということで、審議会の中でも認めていただいた内容でございます。今回は、オリ・パラがあるので1年を加え6年ということで、委員の皆様にご意見をお伺いしております。

【廣瀬委員】 今の竹内さんの意見に私は大賛成なんですけれども、やはり、一定の計画を立てて、問題が起きても、もともとの計画がすぐれているからこそ大きな修

正を加える必要はなかったという話になるんだろうと思いますが、それでもやはり、取り組む姿勢として、計画を修正してでも動いていくとか、そういうことが必要な場合合っているんだろうと思うんです。

まして今回は、今までの5年が6年という形で1年延びていますので、トータルすると6年間ということになります。そういう意味からすると、途中で中間的に見直していくというのは必要なことかなとは思いますが。

そういう意味で、年度年度での、私どものこの検討会の上にある食品安全審議会ですか、そちらのほうにも報告があるんだろうと思いますが、特に節目に当たる3年目ぐらいのところでは、一度きちっとした総括をしていただくということを意見として取り入れていただければというふうには思います。

【大屋部会長】 今、廣瀬委員からは、6年の期間の計画だとしたら、中間的な見直しをしたらどうかという意見がありました。

この計画期間についてご意見はほかにございますか。計画期間は6年という前提でよろしいですか。

それでは事務局、お願いします。

【田崎食品監視課長】 ありがとうございます。

今、廣瀬委員のお話ですけれども、竹内委員からもありましたけれども、絶対に途中で改定できないということですがございません。システム的にはできる形になっていきますので、重要な案件が出てくれば改定、もしくは追加は可能でありそんなふうなものがあれば、年間1回の審議会報告の中で提案していただければと思います。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

計画の期間の考え方については、事務局案で了解いただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

【矢野委員】 ちょっと消費者の不安を伝えておきたいなと思います。

先ほどの健康食品の機能性表示もそうですけど、このところの規制緩和あり、全体的に、産業振興にかなり重点が置かれて、どちらかというと、健康食品もこれから7兆円規模というか、規模の拡大含めていろいろと報道されたりしています。

そうすると、今までは国というか行政がかなり規制をかけてくれていたんですけれども、自主的な表示であったりとか、それをどういうふうに行行政が消費者の安全や安心を担保していくのかというのは、今まで以上にいろんな体制の整備や仕組みを整えていく必要があると考えます。教育とかも非常に重要になってきますけど、今まで以上に、規制緩和の広がりがあるということ、結構、危機的に見ておいたほうがいいのではないかなと思います。

消費者は、そのあたりに非常に不安を持っておりますので、これからの6年間というのは、そういった意味でも、先ほどの中間総括も非常に必要ですし、新たな世の中の動きに対して、どういうふういきちんと消費者の安全・安心が担保される施策が的確に行われるかというところでは、計画は非常に重要になってくると思います。

【田崎食品監視課長】 ありがとうございます。

安心を担保する前提としては、安全がきちんと担保されているのが、それが前提条件だと思います。そのための推進計画でもありますので、安全をきちんと担保できる

ような計画、それから、今後、東京都としても実行できる仕組みづくりに、皆さんもご協力していただければと思います。どうもありがとうございます。

【大屋部会長】 それでは、時間が迫ってきましたので、これまでの資料全体でも、どこからでも結構ですが、ご意見、ご質問等があれば、ここで、最後に承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

【小島委員】 私ばかりですみません。

前回の質問に対して、資料を整備していただきまして、ありがとうございました。

この食中毒のデータを見ると、最近、死亡者はゼロですよ。だから、こういうのを見ていると、事業者としては、そんなに危機感がないんじゃないかという気がするんですよ。なぜかという、そういう食中毒が続発していれば、事業者は自主管理制度に自ら加わって、少しでも衛生管理に気をつけようとするんでしょうけど、いまの状況だとそこまでしていなくてもいいのではないかという意識があるような気がします。だから、あまり自主的な認証制度にも乗っかってこないんじゃないかなと思います。

私も、健康だったら薬を飲まないし、サプリメントも飲みませんよね。それと似ていて、だから、そういう意味では、逆に、こういう認証制度に加わってくる業者が少ないということは、食品のリスクが低いということでもあるんです。続々と認証に加わるほど企業があれば、それはそれで問題のような気がします。

いまの市場を見ていると、健康を害している危ないものが流通しているわけではありません。スーパーで買ったものを食べたら、健康を害したという話は現実にはほとんどありません。まあ、それくらいに食品のリスクは低くなっています。

問題は、それでも肥満や糖尿病が多いということは、いまの食品を活用する術を知っていないことが大きいように思います。やっぱり教育なんです。どういう食生活がいいか、どういうふうに食べたらいいか、賢い食べ方を教える、つまり、健康になるための教育をもっと重視してほしいなと思っています。

だから、先ほど、保健所にそういう栄養指導士がいたらいいなといったのは、アドバイザーが対応すれば、健康教育がうまくいくからです。だから、食品のリスクを下げることも、もっと教育に力を入れてほしいということです。

もう1つは、これは意見なんですけど、施策の3の中で、遺伝子組換え作物のことなんですけど、ここには書いていないんですけど、遺伝子組換え植物についての理解というのは、まだまだ低いと思っています。いまでも、動物実験をやっていないんじゃないかという疑念があり、困ったものです。

実は、東京都の衛生研がやった三世代試験という、これは多分7年か8年ぐらい前だったと思うんですけど、すごく立派なデータがあるんです。

それを見ると、何も悪影響はありませんよと言えるんですけど、ただ当時は、エンドポイントとしていろんなものを見ているわけじゃないんです。例えば、ガンとか免疫とか全部を見ているわけではないので、今関心を持たれている項目の中で、例えば免疫が落ちるんじゃないかとか、ガンが増えるんじゃないかというような指摘に対して、本当にそれが起きるかどうかということ、東京都がもう一回、三世代試験をや

ってみて、結果を出せば、非常にいいと思うんですけど。

そんなに簡単ではないと思うんですけど、これは意見として、多分、国はやらないので、都が独自にやれば、非常にインパクトがあり、いいなと思うんですけど、難しいんですかね。

【田崎食品監視課長】 おそらく当時、毒成分か何かを行っていた検査だと思うんですけども、実施していたと記憶しております。

毒成分が、そういった世代を沿った影響というのがありますが、ただ、どうしても規模とか、全てのものができるわけではなくて、国の中でも審査基準があるので、その審査基準に則って中身を見ると、それがどこのだれがやったのかという信頼性の問題もございます。今の遺伝子組換え作物の安全性については、データをきちっと見ることによって精査されているというのがあると思います。

それは、我々にとっても十分なデータではあるかなと思いますけれども、国が条件として認めたものについては、改めて検査をするということが、なかなか難しい現状にあるかと思っています。

あくまで、調査研究の中で健康安全センターが実施したものということでございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

安全教育について何かありますか。いいですか、お話しできることは。

会議時間が、ちょっと今過ぎようとしております。

きょうは皆さんから大変貴重な意見をいただきましたので、これまでの議論等の内容をまとめておりましたら、事務局から報告願います。

【高橋食品安全担当係長】 本日は、さまざまなご意見をありがとうございます。

健康食品対策をはじめ、さまざまなご意見がございました。

推進計画の施策は、次回の検討部会で中間のまとめという形で素案をお示ししたいと考えております。

その中で、今回、資料4でお話しさせていただいた、大きな基本的な構成、それと、資料2でお示しました基本施策、それと重点的に取り組む施策といったものをお示ししていきたいと思います。

一部、表現ですとか、持ち帰って修正を考えさせていただきます。今回いただいたご意見を踏まえまして、次回の検討部会で資料を提出させていただきたいと考えております。

【大屋部会長】 では、次回の検討会で、よろしく申し上げます。

議事次第によりますと、その他とありますが、委員の皆さん、あるいは事務局から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【大屋部会長】 委員からないようですが、事務局からございますか。

【田崎食品監視課長】 特にございません。

【大屋部会長】 わかりました。

定刻を若干過ぎましたが、これにて議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

【田崎食品監視課長】 大屋部会長、議事進行をどうもありがとうございました。

事務局から、次の検討部会の日程についてお知らせいたします。

次が、七夕の日、7月7日、月曜日の夕方3時から、きょうと同じ時間でございますが予定しております。

本日の検討部会につきましては、これをもちまして閉会とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

午後5時02分閉会